人権教育指導者向け学習資料

vol.2 第26号

特集

多様性を認め合える 社会の実現に向けて

提言

「性的マイノリティの現状と人権問題」

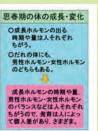


大阪府立大学大学院 人間社会学研究科教授 東 優子 さん

久留米市立大橋小学校の取組









人権教育研究指定校 事業の取組から

■提言	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	····P2
■資料	「性的マイ	ノリティの	人権について		•••••Р6

■人権教育研究指定校事業の取組 ······P9

■学習プログラム I 「性的マイノリティの人権」・・・・・・・P12

■視聴覚ライブラリー ······P16

平成28年2月

福岡県教育委員会 福岡市博多区東公園7-7 TEL(代表)092-651-1111(内線 5556)

性的マイノリティの現状と人権問題

大阪府立大学大学院人間社会学研究科 教授 東 優子



1 2015(平成27)年をLGBT元年として

2015(平成27)年は、「LGBT元年」と名づけたくなるほど、この言葉が活発に飛び交った年でした。「性的マイノリティ」をめぐる国内動向の変化という意味では、数年前に遡って特筆すべき出来事が起こり始めていましたが、いくつかの商業誌がLGBT特集号を組み、人気ジャーナリストもLGBTが「今年の流行語大賞の候補になると思う」と発言したというのも、すべて今年の出来事です。「新語・流行語大賞(現代用語の基礎知識選)」については、残念ながら、11月上旬に発表された候補50語にLGBTは入っていませんでしたが、今年注目のキーワードであったことは間違いありません。「性の多様性と連帯」を象徴するのがレインボー・フラッグ(虹色の旗)ですが、みなさんもどこかでこれに接する機会があったのではないでしょうか。

2 「LGBT/性的マイノリティ」とは誰のことか

LGBTというのは、女性同性愛者(Lesbian)、男性 同性愛者(Gay)、両性愛者(Bisexual)、トランスジェ ンダー(Transgender)の頭文字を組み合わせたも ので、世界中どの地域においても数%から5%程度の 割合で存在していると言われています。「性的マイノリ ティ」というのはこれとほぼ同義ですが、国際社会で は徐々に使用頻度が下がっているようです。その理由 はいろいろありますが、そもそも社会的多数のありよ うとは異なる存在を「十把一からげ」にして「性的マイ ノリティ」と名付けるというのは、「マジョリティ」側の 発想です。これに対して、LGBTは「自分たちは何者で あるか」という自称を組み合わせたものです。さらに、 「性的マイノリティ」は「性のありようがマジョリティと は異なる人々」という意味ですから、その字義からす ると小児性愛者などもそこに含まれることになりま す。これとLGBTを明確に区別することで、誰のどんな 人権が侵害されているのかについて世論を喚起した いという政治的意図も、「性的マイノリティ」が使用さ れなくなりつつある背景になっています。

「LGB」というのは性愛の対象が誰に向くかに注目

した場合、その性的指向が同性や両性に向いている 「女性同性愛者」「男性同性愛者」「両性愛者」のこと です。次に、ジェンダー・アイデンティティに注目した場 合、「LGB」というのは出生時に割り当てられた性別 (外性器の特徴に基づく)に対する違和感がないと いう点において「T」(トランスジェンダー)とは異なる 存在です。ちなみに、日本ではトランスジェンダーとい う用語が定着していないという以上に、「自分たちは 性同一性障害者であってトランスジェンダーではな い」という主張を聞くこともあり、そのため「トランス ジェンダー(性同一性障害者を含む)」と表記する例 も見かけます。後述するように、性同一性障害という のは疾患概念であり、これを批判する当事者運動か ら生まれた自称がトランスジェンダーなのです。つま り、国際社会で「常識」とされていることからいえば、 性別適合手術などで身体変容を望む人々(誤った身 体を本来の状態に戻すことを望む人々)が性同一性 障害者で、それ以外がトランスジェンダーであるとい う理解や説明は不正確だと言えます。

国内では外来語に対する苦手意識がある上に、 様々に異なる当事者集団が組織化、可視化されてい ないという事情もあってLGBTの4集団だけが注目さ れていますが、欧米では特に、これにインターセック ス(Intersex)を加えたLGBTIという表記をむしろ多 く見かけます。I(インターセックス)というのは、先天 的に「男性」(Male)あるいは「女性」(Female)として の解剖学的・生物学的特徴の両方を兼ね備えてい る人々のことです。医学的には「性分化疾患」(DSD: Disorders of Sexual Development) という疾患 概念もありますが、当事者運動の中には(どんな当事 者運動も「一枚岩」ではなく、異なる主張が存在して いるわけですが)、こうした状態をDisorder(障害・ 疾患)と捉えることに対する強い批判があります。そ のため、LGBTと連帯する当事者運動や、人権に関す る国連などの刊行物ではDSDではなく、インターセッ クスが用いられています。

日本語を母語とする人にとって、英語の頭文字やカタカナが多いというのは実に困った問題で「さらに

新しい用語が次から次に登場したのではたまらない」と言う人も少なくないと思います。しかし、こうした言葉の変遷には当事者運動からの批判や科学の新しい知見が反映されています。古いものが新しいものに置き換えられていく中で、あるいは諸外国と日本での用語の違いを知る中で気付かされることは多いものです。

新しいといえば、国際社会ではSOGIという用語もよく使用されています。その背景には、LGBTにしろLGBTIにしろ、「見える化」した集団の頭文字だけをとって「性的マイノリティ」に置き換えたのでは、"Noone gets left behind"(誰も見捨てはしない)というスローガンに反するという批判があります。集団格差やマイノリティの中のマイノリティを生み出すことへの懸念は、ある意味、もっともな話です。そこで、「誰」ではなく「何」に焦点を移して議論するために生まれたのがSOGIなのです。

SOGIを分解すると、SO+GIとなります。SOは性的指向(Sexual Orientation)で、GIはジェンダー・アイデンティティ(性自認)です。SOGI/EあるいはSOGIIと表記されることもあります。Eはジェンダー表現(Gender Expression)、二つ目のIはインターセックス(Intersex)を意味しています。諸外国には、差別解消に取り組む公的機関の部局名にSOGIが使用されている例もあります。

3 性的マイノリティをめぐる差別・偏見について

実際のところ、性的マイノリティをめぐる人権問題 の中でも、国際社会で喫緊の課題とされているのは、 当事者に対する差別・偏見です。2015(平成27)年 現在、同性愛を法律で禁止している国・地域は世界 80か所にも及びます。そして、そのうち8か国(ナイ ジェリアとソマリアの一部地域を含む)では最高刑に 死刑が適用されます(The International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association: The Lesbian, Gay and Bisexual Map of the World Laws, 2015)。トランスジェン ダーに対する暴力も深刻で、国際NGOが過去7年間 (2008(平成20)年1月から2014(平成26)年12月 末現在)に把握した殺害件数だけで1,731件に上る と言われています(TGEU = Transgender Europe: IDAHOT TMM Press Release, May 8th 2015)

身体的暴力・性的暴力に限らず、暴力は人の命を

奪うほどの深刻な事態をもたらします。様々に存在するへイト・クライム(憎悪犯罪)は、ホモフォビア(同性愛嫌悪)やトランスフォビア(トランスジェンダー嫌悪)といった「社会の病」が引き起こす問題です。これに対抗する手段の一つとして、反差別法を施行している国や地域もあります。そしてその法律には、性的指向やジェンダー・アイデンティティを理由とする差別を禁止することが明記されています。

LGBT当事者権利運動にしばしば登場するシンボルの一つに、「ピンク・トライアングル」というのがあります。これは、ナチス政権下で強制労働収容所に収監された男性同性愛者に装着が義務付けられた識別胸章を"Silence = Death"(沈黙=死)というスローガンと共に現代に蘇らせたものです。LGBTアドボカシー(権利擁護)の焦点は、①暴力や嫌がらせから逃れ、ありのままの自分でいる権利、②生命、自由、生活を失うことなく、他者との合意に基づく性的関係を結ぶ権利、③平等な市民として認められ、すべての人々に約束された当然の敬意をもって遇される権利、にある(ヴァネッサ・ベアード 2005)という、ごく当たり前の基本的人権をめぐる闘いなのです。

4 問題を輪郭づけにくい日本社会

幸いなことに、日本には同性愛者を合法的に殺害したり、同性同士の恋愛や性交渉を規制する法律は存在しません。同性愛者が殺されるという「新木場事件」や「新・新木場事件」と呼ばれるヘイト・クライムも起こっていますが、命を奪われる心配や身体的暴力を身近な問題として感ぜずにはいられない国や地域があることを思えば、問題の量や質は明らかに異なっています。明示的な差別があるわけではなく、テレビをつければどの時間帯でもいわゆる「オネェ」タレントが活躍する日本は、評論家/作家の伏見憲明氏(1991(平成3)年に『プライベート・ゲイ・ライフ』でいち早く同性愛者であることをカミングアウトし、90年代のゲイ・ムーブメントに大きな影響を与えた論客)の言葉を借りれば、「問題を輪郭づけにくい」社会なのです。

しかし、日本には差別禁止法がなく、同性カップルに婚姻の平等が認められているわけでもありません。 2015(平成27)年8月現在、同性婚を合憲と認める 国は世界20数か国ですが、法律婚をしているカップルとほぼ同等の権利を認めるパートナーシップ制度 を導入している国も含めれば、先進国のほとんどの 国が網羅されることになります。また国内のLGBTが直面している「生きづらさ」は、繰り返し報告される高い自殺関連経験率や不登校率、あるいは低いカミングアウト率といった調査結果に現れています。NPO法人虹色ダイバーシティと国際基督教大学ジェンダー研究センターが共同で行った「『LGBTの職場における困難』に関する調査結果(2015(平成27)年)」では、鬱の既往率が「LGB」で25%、「T」で35%にも上っています。さらには、休職時の困難や高い離職・転職率も報告されています。

トランスジェンダーに特化した問題としては、1997 (平成9)年に日本精神神経学会が診断・治療の指 針を策定し、2004(平成16)年には戸籍上の性別変 更を認める特例法が施行され、社会的な認知度は 十分に高まった状況にあるといえますが、日常生活 における生きづらさを解消するには至っていません。 性別変更については、これまでに約5,200件が承認 されています(2014(平成26)年末現在)。しかし、日 本精神神経学会が国内20医療機関を対象に調査 したところ、2012(平成24)年末までに受診した人が 15,105名であったのに対して、要件の一つである性 別適合手術を受けて性別変更したのはその2割に過 ぎなかったと報告されています。もちろん、性別適合 手術を希望する人たちばかりではないですし、希望 しても健康上の問題や経済的事情からそれを果た せない人たちもいます。戸籍上の性別はそのままに ジェンダー・アイデンティティに一致した性別で生活 することを希望する人が多い中で、学校や職場での 処遇については個々の現場がバラバラに対応してい るのが現状であり、社会的に孤立する中で当事者が 苦悩を深めていくことは容易に想像できます。

5 動き出した日本社会

実は2008(平成20)年、日本政府は、国連理事会の人権状況の審査で「性的指向とジェンダー・アイデンティティに基づく差別を摘発するための処置を講じるよう」勧告を受けています。これとの因果関係は明らかではありませんが、ここ数年で特筆すべき変化が起こっていることは確かです。

法務省が毎年発表する主な人権課題には「性的指向」および「性同一性障害」が挙げられ、内閣府「自殺総合対策大綱」(2012(平成24)年)においては「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背

景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する」と明記されました。さらに文部科学省では、2010(平成22)年と2015(平成27)年に「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」と「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」と題された通知を全国の教育委員会等に出しています。2015(平成27)年の通知では、前年に同省が実施した「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」の結果に基づき、「悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる『性的マイノリティ』とされる児童生徒全般に共通するものであること」が明らかになったと述べられています。

また、2014(平成26)年7月に改正された男女雇 用機会均等法では、セクシャルハラスメントの指針 に、同性間で引き起こる問題や、性的マイノリティに 対する差別的言動もセクハラになることが明記され、 男女共同参画条例その他で性的指向やジェンダー・ アイデンティティを理由とする困難を解消することを 謳う地方自治体の数も確実に増えています。「LGBT 支援宣言」を出した淀川区や那覇市の例もあります。

2015(平成27)年3月には、日本で初めて、渋谷区 議会で同性同士のカップルが「結婚に相当する関 係」にあることを認める証明書を発行する条例案を 発表したのに続き、7月には世田谷区が同様の準備 を進めていることが話題となりました。11月に渋谷区 と世田谷区が「同性パートナーシップ証明書」の交 付を始めた時も、国内外のメディアがこれを大きく取 り上げています。またこれに合わせて、携帯電話会社 や保険会社などが相次いで新たなサービスを開始し ています(日本経済新聞「『同性パートナー』証明、企 業動かす」2015(平成27) 年11月10日付)。近年の 企業活動では多様性と社会的包括を意味する「ダイ バーシティ&インクルージョン」の推進がCSR(企業 の社会的責任)の重要課題と認識されており、LGBT /性的マイノリティに関する研修を実施する企業も 急増しています。

6 LGBTの人権問題と新しい潮流

国際社会では「LGBTの権利は特別な権利ではなく、人権である」というスローガンをよく聞くようになりました。例えば、同性婚を合憲とするかどうかは特別な人々の特別な権利を認めるかどうかの問題ではな

く、婚姻の平等に関する問題です。婚姻が認められていないと、「家族ではない」ということで入院しているパートナーの面会を病院から断られる、偏見をもつ大家や不動産業者から賃貸契約を断られるといった問題をはじめとして、子づくり・子育て、老後の問題(遺産相続など)、その他福利厚生など、同性カップルは様々な困難に直面することになります。渋谷区や世田谷区の同性パートナーシップ制度に類似した取組が、今後の議論によい影響を及ぼすことが期待されます。

また、トランスジェンダーの権利に関連するところ では、「脱(精神)病理化」がもはや揺るぎのない国際 的な潮流になっていると言えます。国際的診断基準 として知られるDSM-5(米国精神神経学会が策定し ているマニュアル)の最新版(2013(平成25)年刊 行)では、すでに「性同一性障害」は「性別違和」 (Gender Dysphoria)に名称が変更されているの ですが、2017年に発表予定とされるWHOの ICD-11(国際疾病分類第11版)の改訂作業では、 名称変更だけでなく、精神疾患という位置付けその ものの見直しが検討されています。これは、性的指向 のありようが社会的マジョリティとは異なるというだ けで同性愛を精神病理化した過去が批判されたの と同じで、ジェンダー・アイデンティティのありようが非 典型的だというのは個性であって病理ではない、とい う考え方に基づいています。

さらには、社会が自己決定の尊重が重要な価値と する中で、トランスジェンダーの性別変更について生 殖機能の放棄や身体変容を要件と課すことへの倫 理的批判も高まっています。2014(平成26)年には、 WHOをはじめとする複数の国際機関がこれについ て声明を発表し、「世界的及び地域的な人権組織や いくつかの裁判所、また数か国における近年の法改 正に反映されているところによると、不妊手術の要求 は、身体の保全、自己決定、人間としての尊厳の尊重 に反するものであり、トランスジェンダーの人々に対 する差別を生み、永続化させるものである」と明言し ています。英国、アルゼンチン、デンマーク、スウェーデ ン、マルタ共和国などではすでに、性別変更に性別適 合手術やホルモン療法が不要となっており、パス ポートの性別表記に限ればさらに柔軟に対応してい る国が増えています。

さて、日本はこれからどうなっていくのでしょうか。 現行の性同一性障害特例法においては、性同一性 障害の診断に加えて、①20歳以上であること、②現に婚姻をしていないこと(同性婚が認められていないため)、③現に未成年の子がいないこと、④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、⑤その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること、このすべての要件をクリアしなければなりません。2015(平成27)年3月に大阪府立大学で開催されたGID(性同一性障害)学会第17回研究大会では、「トランスジェンダーの健康と権利」をテーマに、こうした問題が活発に議論されました。研究したことも、「脱(精神)病理化」をめぐる倫理的問題を扱うシンポジウムを中心にしたのも同学会としては初めてのことです。

現実的に考えれば、日本社会はこれを疾患と明確に位置付けることで、大きな抵抗にさらされることなく医療体制の整備や特例法の制定を進めてこられたとも言えますので、国際的な潮流にのることは容易ではないかもしれません。しかし、人権が「あらゆる人々」に保障されるべきものである限りにおいて、少なくとも「子どもを持つか持たないか、持つとすればいつ、何人持つか」という生殖に関する権利については、それを保障することに社会は合意しているのであるから、トランスジェンダーなど特定の人々についてはそれを侵害することはやむを得ないなどということは許されることではありません。同性カップルの子を生み、育てる権利についても同様のことが言えます。

社会福祉の領域でよく引用される岡村重夫の「社会生活における基本的ニーズ」は、経済的安定、職業の機会、健康の維持、社会的協働、家族関係の安定、教育機会の確保、文化・娯楽への参加に言及しています。LGBTの人権を尊重し、保障していくというのは、何も特別な権利を認めていくことではないのです。こうした「誰にとっても当たり前に存在するニーズ」を保障していくことにほかならないのです。

執筆者紹介

東 優子 (ひがし ゆうこ)

現在、大阪府立大学大学院人間社会学研究科教授として、女性、性的マイノリティ、性の健康と権利等に関して講演を多数行っている。大阪府人権協会理事、世界性の健康学会人権監査委員会委員長、GID学会理事等も務めている。

主な著書は「教育福祉学への招待(せせらぎ出版)」 「性差科学の最前線(プラニングR)」等。

※東 優子さんは平成27年度 第3回人権教育研修会(平成 28年2月16日開催)の全体会で講演していただく予定です。

性的マイノリティの人権について

用語解説(*)

LGBTとは・・・・以下の4つの英単語の頭文字を合わせたものです。

※人口のおよそ5~7%程度がLGBTなどの性的マイノリティと言われています。性は多様であり、LGBTに限られるわけではありません。

Lesbian(レズビアン)	女性同性愛者。同性を好きになる女性。
G ay(ゲイ)	男性同性愛者。同性を好きになる男性。
Bisexual(バイセクシュアル)	両性愛者。性別にかかわらず、同性を好きになることも異性を好きになることもある人。
Transgender(トランスジェンダー)	性別越境者。生まれたときに割り当てられた性別とは異なるアイデンティティを持つ人。すべてのトランスジェンダーが性別適合手術やホルモン治療を望むとは限らない。

からだの性(Sex)	身体つき、子どもを産む機能、性遺伝子など。	
性自認・こころの性 (Gender Identity)	自分の性別をどう思うか。	
性的指向 (Sexual Orientation)	好きになる相手の性別。	
セクシュアリティ	性自認、性的指向などを含めた性のあり方。	
性同一性障害	身体の性別と性自認のずれに苦悩する人に対して使われる診断名。日本精神神経学会のガイドライン、国際疾患分類10版(世界保健機構が発行しているICD-10)で使用されている用語。現在名称変更が検討されている。	
性別違和	出生時に割り当てられた性別に違和感を持つ人に対してつけられる診断名。アメリカ精神医学会が発行しているDSM-5で使用されている用語。	
FTM/MTF	Female to Male(身体の性別は女性で性自認は男性)、 Male to Female(身体の性別は男性で性自認は女性) の略。	
Xジェンダー(和製英語)	性自認が男でも女でもある、または男でも女でもない、性別を決めたくないと感じる人など。FTX、MTXと表現する人もいる。	
シスジェンダー	非トランスジェンダーを表す言葉。トランスジェンダーが異質なのではなく、性自認が一致しているかそうではないかによって社会における困難の程度が分かれるということを表す言葉として作られた。	
A セクシュアル ノンセクシュアル(和製英語)	性的興味関心を抱かない人。	
カミングアウト	自分のセクシュアリティを誰かに伝えること。	

*「『性はグラデーション』(大阪市淀川区、阿倍野区、都島区 3区合同LGBTハンドブック) 〈監修〉大阪府立大学 教授 東 優子」(2015年)から

性的マイノリティの人権に関する国内外の主なできごと

	年	主なできごと			
	1990(H2)	●WHO(世界保健機関)において、同性愛を治療の対象から除外(日本精神神経学会は1995(H7)年に削除)。			
玉	2005(H17)	●世界性科学会会議において、セクシュアリティ(性的指向等)に関する包括的情報や 教育を広く提供する等を明記したモントリオール宣言を決議。			
	2007(H19)	●国連人権理事会において、性的指向並びに性自認に基づいた国際人権法を適用する ための「ジョグジャカルタ原則」を承認。			
外	2008(H20)	●国連自由権規約委員会において、性的指向と性自認に基づく差別を撤廃するための措置を講じるよう、日本に勧告。●「人権と性的指向と性自認に関する声明」が国連総会に提出され、日本もこの声明に賛同。			
	2011 (H23)	●国連人権理事会において、性的指向と性自認を理由とする人権侵害に対し重大な懸 念を示す決議を採択。			
	2015(H27)	•アメリカ合衆国の連邦最高裁判所において、同性婚禁止は違憲とする判決。			

	年	主なできごと
	2001 (H13)	•法務省人権擁護審議会が発表した「人権救済制度の在り方について」において、性的 指向を理由とする社会生活における差別的取扱い等については、新たな行政機関に よる人権救済制度の積極的救済の対象となることを明記。
	2002(H14)	●法務省「人権教育・啓発に関する基本計画」において、性的指向に係る問題について明記。●法務省「啓発活動年間強調事項」において、性的指向を理由とする差別の解消を目指すことを明記。
	2003(H15)	●「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立(平成23年改正)。
玉	2004(H16)	●法務省「啓発活動年間強調事項」において、性同一性障害を理由とする差別の解消を 目指すことを明記。
内	2010(H22)	 内閣府「子ども・若者ビジョン」において、性同一性障害者や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等、特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施することを明記。 「第3次男女共同参画基本計画」において、性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては実態の把握に努め、人権教育・啓発や人権侵害の被害者の救済を進めることを明記。
	2012(H24)	●内閣府「自殺総合対策大綱」において、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて理解促進の取組を推進することを明記。
	2014(H26)	●「男女雇用機会均等法」において、性的マイノリティに関する差別的言動や行動もセクハラであることを明記。
	2015(H27)	●東京都渋谷区において、日本で初めて、同性カップルにパートナーシップ証明書を発行する内容を含んだ、性の多様性の尊重に関する条例を制定。

性的マイノリティに係る児童生徒に対する文部科学省の対応等

平成22年 「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」

性同一性障害のある児童生徒に係る対応について、保護者の意向にも配慮しつつ児童生徒の実情を踏まえた上で相談に応じる等、十分な配慮を求めたもの。

平成26年 「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」の実施

「性同一性障害に関する教育相談等」があったとして、606件(児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例の任意回答した件数)を報告。

平成27年 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」

| 詳細は次のページ

平成27年5月

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」

文部科学省から通知が出されたことを受けて、県教育委員会から、各市町村教育委員会、県立学校等に通知(平成27年5月14日付)しています。

概要

- 1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援
- 2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制の充実

通知の趣旨を踏まえ、性同一性障害やいわゆる「性的マイノリティ」に対する教職員の適切な理解を促進するととともに、当該児童生徒の心情に十分配慮し、安心して学校生活を送るために必要な特有の支援及び相談体制の充実等を図るよう依頼しています。

性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

項目	学校における支援の事例
服 装	•自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪 型	●標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。
更 衣 室	●保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	●職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	●校内文書(通知表を含む。)を児童生徒が希望する呼称で記す。●自認する性別として名簿上扱う。
授業	•体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水 泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	•自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	•1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

画一的な対応 ではなく、児童生 徒の個別の実情 に応じ、柔軟に配 慮するよう、平成 26年度の調査を 踏まえ、支援の見 直しを求めてい ます。

制服やトイレの利用など、具体的な支援の事例を紹介。

相談窓口

相談内容等	相談機関	問い合わせ	備考
性同一性障害に関する悩み 全般、関係機関紹介、学校な どへの説明補助	(一社)gid.jp日本性同一性 障害と共に生きる人々の会 九州支部	(メールによる相談受付) info-kyushu@gid.jp	返信にお時間 がかかる場合
性的マイノリティの本人・家族・周りの人たちの悩みや心配ごとの相談	NPO法人LGBTの家族と 友人をつなぐ会	(メールによる相談受付) fukuoka@lgbt-family.or.jp	があります。

「福岡県内の相談窓口~こころ・福祉・人権~(平成27年度改訂版) 福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課」から

性的マイノリティに関する視聴覚教材(福岡県教育委員会人権・同和教育課所蔵)

「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」 D2659

企画:法務省人権擁護局、(公財)人権教育啓発推進センター 制作:東映株式会社

性的マイノリティについてドラマと解説による映像でわかりやすく理解を深めることができます。※動画共有サイトYouTube「法務省チャンネル」でも視聴できます。(30分)

「紡ぎだす未来~共に生きる~| V20154

企画・制作:人権啓発ビデオ制作委員会、(社)部落解放・人権研究所、大阪府、大阪市、堺市被差別部落出身者、在日コリアン、日本に住む外国人、同性愛者等、被差別当事者の日々の想いをドラマで描いた人権啓発ビデオです。(35分)

人権教育研究指定校事業(平成25年度、平成26年度)

「自他を大切にできる子どもを育成する教育活動の創造」

~新たな人権課題(性的マイノリティの人権)の理解に向けた授業モデルの開発を通して~

久留米市立大橋小学校

久留米市立大橋小学校では、「福岡県人権教育推進プラン」を基に、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識・態度・実践的な行動力等、様々な資質や能力を育む人権・同和教育を推進しています。また、人権課題については、女性・子ども・同和問題・障害者・HIV感染者やハンセン病患者等を年間指導計画に位置付けて計画的な指導に取り組んでいます。

今回は、新たな人権課題である性的マイノリティの人権について、教職員の認識を深める研修とともに、教材化の工夫や学習過程の工夫をとおして、児童の理解を促す授業モデルの開発、調査研究を行った人権教育研究指定校事業の取組について紹介します。

1 第6学年の授業の実際

性的マイノリティの人権に関する授業のねらいを「知識的側面」「価値的・態度的側面」「技能的側面」から設定し、総合単元として、道徳や体育科、学級活動等において展開しました。

総合単元名 「ありのままの姿を大切にし合う私たち」

	【知識的側面】	【価値的·態度的側面】	【技能的側面】
ね	タ はなにの に ノバカ めることと 相 ノ、	性の多様性に対して開かれた心を持	人間の尊厳の平等性をふまえ、自己
らい	→ すべての人々と、性についての心の在り 方を認め合うこと、性差にとらわれず、	│ ち、自他の性の在り方についての違いを │ 認め、よりよい人間関係を築きながら	│や他者の性の在り方について、多面的 │ │な見方をしたり、自他の相違を認め │
	お互いの自分らしさを尊重し合うことの 大切さについて理解することができる。	共に生きようとする態度を持つことができる。	合ったりしながら、自他を大切にすることができる。

事前の学習 1

自分の性について考えたことを話し合ったり、男女という性に関する見方についての学習を振り返ったりする活動を通して、自分や他者を大切にすることについての学習の見通しを持つことができる。

- 1 メディアを見て気付いたり、友達と話したりしたことについて話し合うことを通して、男性や女性などの性の在り方について考える。
- 2 友達が同性の人を好きになったら自分はどうするか考えることを通して、体の性と心の性の在り方が様々であることを知る。
- 3 自分の性の在り方について考えることを通して、人の性別についてあらためて考える。

事前の学習 2

Aさん(性的マイノリティの方)からのメッセージを聞くことを通して、自分が友達に対してどのような見方や接し方をしているか見つめ直すことができる。

- 1 Aさんからのビデオメッセージを聞き、自分が友達に対してどんな見方や接し方をしているか振り返る。
- 2 友達に対する自分の見方がどうであるかを1週間見つめていくための見通しを持つ。

道徳 「絵地図の思い出」

クラスのみんなとの関わりによって気持ちが変化していく主人公の思いに触れることを通して、性差にこだわらずに理解し支え合うことの大切さを自覚することができるようにする。

体育科(保健領域)「成長する心と体」

自分達が生まれてからこれまでの発育の様子について調べたり、体内の両性のホルモンの存在について知ったりする活動を通して、発育は、男女の差よりも一人一人の個人差の方が大きいことを理解することができる。

- 1 入学時からこれまでの自分達の身長や体重の変化についての伸びを調べることを通して、自分の体の成長を捉える。
- 2 資料をもとに、体内には両方の性のホルモンが存在していることや、それらのバランスで体の発達が起こっていることを知ることを通して、発育は男女の差よりも一人一人の個人差の方が大きいことを理解する。

学級活動「自分らしさの認め合い」

Aさん(性的マイノリティの方)の話を聞き、性的マイノリティの人権を尊重することと、自分らしさを友達とお互いに尊重し合うことの大切さを理解し、自分らしさを友達とどう大切にし合うかについて考え、これから大事にしていきたい友達との関わり方を自己決定する。

か

75

る

学級活動「自分らしさの認め合い」における授業展開

学習活動・子どもの反応

具体的な支援

Aさんや友達とのふれあいについて振り返り、本時の 学習のめあてをつかむ。

•Aさんに今日初めて会って、会話したり遊んだりして仲よく なったけど、性別のことなど、よくわからないこともあった。

•友達のいいところをうまく見つけられないときがあった。

○ 「自分達が学級で友達のことをどの ように見ているのか」について振り返 ることができるよう、1週間の友達に対 する自分の見方についてのアンケート の結果を伝える。

【めあて】Aさんの思いや考えとのふれあいから、友達とのよりよい関わり方について話し合おう。

- 2 Aさんの話から、これまでの生活のことや性差につい ての考えを知り、友達のよさの見方について話し合う。
 - (1) Aさんが子どもの頃の話、性差の考え方について の話を聞き、性についての自分の考え方をさぐる。
 - •自分と同じように、Aさんにも普段の生活の中で楽しいこと がたくさんあるんだな。
 - •自分の性についての心のあり方は本当に人それぞれで、それ はその人らしさとして、なにもおかしいことではないんだな。
 - •Aさんは友達からかけられた言葉によって、自分の特ちょう をいいところだと感じられるようになったんだな。
 - (2) Aさんがみんなに考えてほしいことについての話を 聞き、自分らしさを認め合う大切さについて話し合う。
 - •性についての心のあり方などのその人らしさは、お互いに大 切にしなければならないな。
 - ●お互いの特ちょうを、その人のよさととらえて、認め合うこと が大事なんだな。

友達との関わりの中で見つけたお互いの特徴 を、その人らしさやその人のよさと捉えて、大切にし 合うことが大事。

- Aさんの思いが子ども達にしっかり 伝わるよう、子ども達がそれを聞き取っ たり、聞きたいことを尋ねたりできるよう にする。
- 従来の性別だけでなく、性についての 心の在り方は様々であることを理解さ せるために、自分の性について考えたこ れまでの学習について話し想起させる。



話を聞いた子ども達が、自分らしさ の大切さを感じることができるように、 Aさんの話(これまでの生活のこと、性 差についての考え、みんなに考えてほし いこと)の中で、自分の心のありのまま の姿でいられることが一番の喜びであ ることを伝えてもらう。

3 Aさんの話を聞いて考えたことを基に、友達と自分ら しさを大切にし合う方法について話し合い、これから大 事にしていきたい友達との関わり方を自己決定する。

- 様々な人と関わる中で、自分と違うと感じることがあっても、 それをおかしいと決めつけず、大切なその人らしさかもし れないという見方をしようと思う。
- •友達のいいところを今までよりももっとたくさん見つけて、 お互いにほめ合って、「一人一人を大切にする木」を大き くしたいと思う。
- 友達の特徴をよさとして捉えることが できるようにするために、「落ち着かな い」ことを「行動力がある」と捉えられる など、友達に対する様々な見方ができ ることを伝える。
- 自分らしさを十分に発揮できることが 大切であることに気付かせるために、子 ども達の発表の中でそれらの気付きがで きている部分を、Aさんに認めてもらう。

4 日常の生活の中で、自分らしさを他者とお互いに尊 重し合うために、みんなでどんなことに取り組むかを話 し合う。

•これから人との関わりの中で、考えることなどが自分と違う 人がいてもおかしいと決めつけず、その人らしさと捉え、よ さを見つけるようにしよう。

•友達のいいところをどんどん見つけてほめ合うことで、みん なで一人一人の自分らしさを大事にし合おう。

事後の活動に進んで取り組み、達成 感を味わわせるために、ふかめる段階 でみんなで話し合ったことを基に自己 決定できたことを称賛し、この取組を続 けていくことが、一人一人を大切にする という学級目標の達成につながること を確認する。

11

Š

か

め

る

か す

2 取組の成果

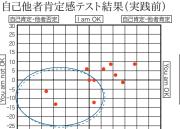
(1) 指導計画の題材や単元の系統性

題材や単元の選定にあたり、発達段階に応じた系統性を重視しました。まず、一年次は、それぞれの学年でおさえるべきねらいや内容をはっきりさせた上で題材や単元を構成するための研究を行いました。さらに、二年次では、1年生から5年生までの題材を選定し、「開発・検証・修正」することによって、児童の実態や学習内容の系統性を踏まえた指導計画を作成しました。特に、多様な性をより身近に感じることができるよう、性的マイノリティの当事者に出会わせる学習活動を6年生で計画したことは、児童が今後の自分の在り方について具体的に捉えることができるとともに様々な人権課題解決に向けても大変有意義でした。

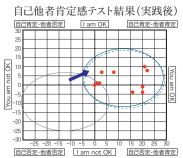
学	第 1 回		第 2 回		
年	題材名(教科·領域)	ねらい	題材名(教科·領域)	ねらい	
第1学年	なにがすき (道徳)	固定的な考えに捉われず、自分が身に付けたいもの、自分が好きだと思うものに気付き、一人一人の多様な個性を認め合うことができるようにする。	じぶんを見つめなおそ う〜ほめことばをプレ ゼントしよう (学級活動)	固定的な見方・考え方に捉われずに、違いを肯定的に受け止め、その人自身を見つめることの大切さを理解することができる。	
第2学年	どんなふくがすき? (学級活動)	性の枠に捉われている自分に気付き、 性の枠に捉われずに自分の服を選んで いいことを世界の国々の民族衣装の特 徴を知ることから理解することができる。	どちらかというと…? (学級活動)	他者から肯定的なメッセージを受けることで、クラスの中で自分が認められ、大切にされていることを実感することができる。	
第3学年	なんにでもなれるよ (道徳)	性別に捉われず、自分のやりたいことや興味のあることを大切にし、目標を持って生活する意欲を持つことができる。	みんなちがってみん ないい (道徳)	人はそれぞれ違いがあり、それは 大切な個性であることに気付くこと ができる。	
第4学年	何でもなれるぞ (学級活動)	性別に捉われず職業を選ぶことが できることを気付くことができる。	心のいたみをみつめ よう (道徳)	外見で、人に偏見を持つことのおか しさに気付くことができる。	
第5学年	ある家族の会話 (道徳)	ロールプレイを通して、性差に捉われた考え方を基に行動することのおかしさや、男女で協力することの大切さに気付くことができる。	交際相手とすてきな 関係をつくるために (学級活動)	交際する中で、自分を大切にし、相 手も思いやれる対等な関係について 考え、自他を大切にする言動を心掛け るようにすることができる。	

(2) 児童の変容

実施前後に「自己他者肯定感テスト」等行い、 自己や他者との関係性に関する意識変容の様子を探りました。結果としては、自尊感情の高まりがみられ、他者否定群から、他者肯定群への変容の傾向(他者との関係性の改善に有効)もみられました。このことから、本実践が、他者との関係性の改善にも効果があることがわかります。



I am not OK 自己否定·他者肯定



- 私はこの勉強をしてよかったと思います。もし、この勉強をしてなかったら、心の性と体の性が違う人がいたら、ありのままの姿を受けとめられないと思うからです。だから、この勉強をしてよかったなと今でも思います。
- みんな同じ人間だけど、一人一人の個性があって、みんな違うということが勉強になりました。
- Aさんとの学習で、否定的な言い方じゃなく肯定的な言い方をすることで、友達との仲が深まることがわかりました。

【児童からAさんへのビデオメッセージより】

(3) 教職員の意識の変容

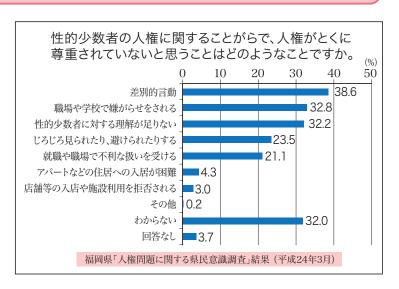
教職員アンケートから、性的マイノリティの人権課題については、実施前より実施後のほうが「よく知っている」「知っている」が増加しました。また、「自分に関係がある問題だと思うか」については、「とても関係がある」が増加しました。

このことから、本研究の推進や、当事者との出会いなどによって、性的マイノリティの人権に対する問題意識が高まるなど、教職員一人一人の意識変革を行うことができました。また、どうすれば児童が当事者の思いや願いなどをよりよく理解することができるかなど、指導方法の工夫・改善を図ることができました。

性的マイノリティの人権課題に関する学習は、人権課題についての理解だけでなく、他者との肯定的な関わり方等を学ぶことができます。また、児童の実態から、発達段階に応じた系統的な指導計画を作成し、様々な教科等を横断的につなぎ、学校全体として取り組んだことが、より効果を高めたと言えます。

「性的マイノリティの人権」

福岡県「人権問題に関する県民意識調査」結果報告書(平成24年3月)によると、「性的少数者(性的マイノリティ)の人権が特に尊重されていないと思うことはどのようなことですか」という質問に対して、「差別的言動」(38.6%)や「職場や学校での嫌がらせ」(32.8%)とともに「理解不足」(32.2%)や「わからない」(32.0%)が高い数値を示す結果となっています。性的マイノリティに対する差別や偏見をなくすためにも、まずは性的マイノリティに関する情報や正しい知識を学ぶ機会をつくることが大切です。今回は、職場等で活用できる学習プログラムを紹介します。



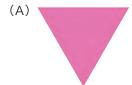
I ねらいと準備

対象者	行政職員、教職員、保護者、地域住民等
ねらい	○ 多様な性について認識を深める。○ 当事者の立場や心情を受けとめ、お互いの人権を尊重する大切さを理解するとともに、差別や偏見をなくすために必要なことは何か考え、行動につなげるきっかけをつくる。
準備	資料、ワークシート1及び2

Ⅱ 学習の流れ(70分)

【 1 導入 】 10分

これは何を意味するものでしょうか?









安心して学習に

参加できるために・・・

- ●自分とは違う意見も否定せず、お 互いに尊重し合います。
- ●それは間違っているとか、否定する ことは言わないようにしましょう。
- ●話し合いの内容は、他の場では言いません。

<解説>

- (A) … <u>ピンクトライアングル</u>: ナチスの強制収容所で、男性同性愛者につけられたもの。現在は、同性愛者の権利運動のシンボルとして、またピンクがLGBTのプライド/権利運動のシンボルとして使われている。
- (B) … ホワイトノット:白いリボンで結び目を作った形で、同性婚を支持するという意思を表明するためのもの。
- (C) … レインボーフラッグ: 1978(昭和53)年にアメリカで考案され、1979(昭和54)年サンフランシスコのゲイ・パレードで6色の横断幕が使われ、性の多様性を象徴するものとして使われている。

「教職員のためのセクシャル・マイノリティサポートブック」(教職員のためのセクシャル・マイノリティサポートブック制作実行委員会)から

【2展開】50分

(1)性的マイノリティについて理解する(15分)

<性の要素> ア「からだの性」… 生物学的な性

イ「こころの性」… 自分の性に対する認識

ウ「性的指向」… どの性別を恋愛・性愛の対象にするか

性的マイノリティに関する理解を深めるために、3つの性の要素「からだの性」「こころの性」「性的指向」)について理解し、その後、ワークシート1を活用しなが



ら、学習者が自分自身の性について考え、それぞれの要素に印を付け、自分の性について多面的に考えることができるよう促す。さらにLGBTについて3つの要素がどの位置にあるのかを確認しながら、「性は多様である」ことについて理解を促す。

(2)性的マイノリティの現状等を受け止め、その解決について考える(35分)

ワークシート2を活用し、性的マイノリティが置かれている状況や思いを受け止め、その解決のために何ができるか、ア〜エの順で考える。

- ア気になるところに線を引き、なぜ気になるのか考える。
- イアの部分について、班内で交流する。
- ウ 筆者がこのような思いをしないようにするために何が必要か考える。
- エ 各班で話した内容を報告し全体で共有する。

ワークシート2

『ある青年の手記』

一体、自分がゲイ(男性同性愛者)だと認識したのはいつのことだろう?中学生の頃、こんなことがあった。教室外で授業か、休み時間の後だったのか、教室に帰ると黒板に名指しで"オカマ"と書かれていた。"オカマ"という文字の前には"女みたいなしゃべり方、気持ち悪い"そう書かれていたのだった。

高校時代には、自分が周りと違うということをはっきりと知らされた。友人同士では異性の話題で盛り上がる。居心地の悪さを感じながら、当時人気のあった女性アイドルの名前を挙げ、適当に話を合わせていたが、会話に積極的でないことはすぐに見透かされる。

「おまえ、女嫌いか?」「オカマちゃう?」「そう言えばおまえ、女っぽい」

たまたま見た深夜テレビでは「性倒錯」というテーマで、同性を愛する男たちが"異常な世界"を生きる者として描かれていた。「性倒錯」?辞書や「家庭の医学」には、性倒錯=同性愛など、"異常性欲""変態性欲"と書かれていた。「自分は変態?異常なんや」ショックだった。

その頃(今も?)テレビに現れる"オカマキャラ"は笑いの対象だった。彼らが現れるたび母親が発する「気持ち悪い」の一言に、いちいち傷ついた。親には決して言えないと思った。

バレたら、笑われる、気持悪がられる、「異常・変態」とののしられるのでは…誰にも知られてはいけない。隠さなければならない、"男らしく"振舞わなければならない。自分の身のこなしを意識し、異性愛者を装い、性的欲求も抑圧し、人に悟られないよう自分を偽る術を身につけていった。

就職し、一人暮らしを始めた僕は、初めてゲイ自身が書いた本を手にした。20代後半のある日、初めて、自分以外のゲイと真面目に話をする機会を得た。本を読み漁り、集会などにも出向いていった。

ようやく自分で自分を受け容れられるようになって、何人かのゲイの友人ができた。彼らの中にも今なお自己肯定できないという人がいる。男性優位社会の中で、黙ってさえいれば、男として"優位な立場"で生きていくことができると考える人もいる。自らを偽り、そしてもう一人を偽り、"結婚"した人もいる。結婚した人は「世間の目が気になる」「仕事の上で信用されたい」「親を安心させたい」と思っているようだ。本人も相手もそれで幸せになれるのだろうか。だけど、結婚しなければと悩む友人たちを見ると戸惑ってしまう。

実際、僕も、周囲の人には「女を愛する男」だと思われていて、いろいろな人に、「彼女は?」「結婚は?」「なぜ結婚しないの?」と声をかけられる。「いい人紹介するよ」「一人っ子なんだから両親が安心できないよ」とおせっかいも焼いていただく。「僕はゲイですから結婚はしないんです」と言えればいいのだが、僕を含めた多くの人が、「ちょっと縁がないので」「今は一人でいたいものですから」とか、「さあねえ」とごまかしている。

僕たちは学校で、同性愛者について学ぶ機会がなかった。正確な知識、同性を好きになる人が存在すること、自分を肯定的にとらえる情報を知ることができなかった。学校では相談できず、親にも言えず、友達にも言えず、長い間一人で悩んできた。これから、自分が同性愛者かもしれないと認識した子どもは、そのとき、誰に相談すればいいのだろう。

この社会にもいろんな人が生きている。誰もが自分とは違う。当たり前のことだがみんな、自分と違った他者と共に生きている。同性愛者に出会ったことがないと思っている皆さん、僕たちはここにいます。

「誰もが自分らしく生きられる社会」

ほんの少し、"想像力"を働かせてみることが、そこに一歩近づくのだと、僕は思う。

※学習資料として活用するために原文のまま掲載しています。「教職員のためのセクシャル・マイノリティサポートブック」から

<話合いのポイント>

- ●「ある青年」の立場に立ち、共感的に理解しながら協議をすすめる。
- ●性的マイノリティの当事者を苦しめている原因は何か、自分がその場に居たらどう行動するか等、積極的な意見交換 を促す。

【3振り返り・まとめ】 10分

<まとめのポイント(例)>

- 性の多様性を理解することによって、性的マイノリティ当事者の不安や孤立感・疎外感等が軽減され、安心して生活できる環境につながる。
- 多様性を認め合うことで、性的マイノリティも含めすべての人が、自分らしい豊かな生き方を選択できる社会をつくることができる。

視聴覚教材の活用 「家庭の中の人権 カラフル」

この視聴覚教材は、両親と人生の巣立ちの時を迎えた子どもたちの会話を通じて、家庭や社会の中にある様々な人権課題を取り上げています。今回は、その中から性的マイノリティの人権に焦点をあて、人間の多様性について理解する学習プログラムを紹介します。

1 活用教材 「家庭の中の人権 カラフル」(31分)(D2648)

収録テーマ

他人の噂 誰もが知らず知らずの内に…

子どもの就職一名刺に格付け?子どもの結婚一親の理想と価値観LGBT一"普通"という思いこみ

あらすじ

主人公、福沢聡は大手商社に勤めながら、妻の優子と、2人の子どもと共に暮らしている。一見順風満帆な生活を送っている聡の最近の気がかりは、就職後すぐに会社を辞めてしまい、再就職もしようとせずに、フリーターを続けている息子の一馬のこと。また就活中の娘の愛美も、社会や人間に対する考え方がまだ未熟で、端から見ていると危なっかしい。



ある休日、いつまでアルバイトを続けるのか、と問う聡に、一馬は、今のバーの仕事が向いており、将来的にはバーテンダーを目指すと答えた。それを聞いた聡は、たかが水商売のアルバイト、もっと真剣に考える、と激高するが、珍しく一馬は声を荒げて自分の決意が本気である事を伝える。「俺、いい会社に入って、いい給料をもらっても、幸せだって思えなかった。そういう人間もいるんだよ」。

そういう人間もいる・・・・その言葉は、聡の元部下の蓬田(ਖもぎだ)麻衣子が発した言葉と同じだった。 先日、麻衣子の女性向け新規プロジェクトのリーダー就任祝いの席で、聡は麻衣子から自身が性同 一性障害であることから、このプロジェクトを降りるべきではないかと相談されていた。「どうしても、 この身体や性別に馴染めない。そういう人間もいるんです」。性同一性障害についても知識もない聡 は、適切なアドバイスを麻衣子にする事ができなかった。

それ以来、心の落ち着かない日々を送る聡。しかし、翌日自宅に遊びに来た愛美の幼馴染の琴音から、自分が知らなかった一馬の一面を聞いた聡は、「大切な事は他人がどう見るかではなく、自分がどう生きるか」、人間が一生を送る上で大切な考え方を再認識する。そんな聡に妻の優子も語りかける。「いろんな人がいた方がカラフルでいいじゃない」。会社も社会も多様な人間で成り立つ事を知った二人は改めて、息子ときちんと向き合う事を決意するのだった。

(企画・制作:東映株式会社 教育映像部 平成26年度作品) (LGBT監修:特定非営利活動法人 虹色ダイバーシティ)

2 学習プログラム例(90分)

(1) ねらいと準備

対象者	地域・保護者・一般
ねらい	○ 人は、同じであるべきこと(人権と生命の尊重)と違って当たり前なこと(多様性)があることを理解する。○ "普通"という基準(思い込み)が差別につながることを理解する。
準 備	DVD「家庭の中の人権 カラフル」、ワークシート

(2) 学習の流れ(90分)

① 導 入〈ウォーミングアップ・自己紹介〉(10分)

(例) ◆私の名前は○○です。私を色に例えると△△色です。 その理由は□□だからです。

※事前にグループにしておく。

人それぞれ色が違います。 同じ色でも理由が違います。 いろんな色があって、 とってもカラフル!

② 展 開(70分)

- ア DVD「家庭の中の人権 カラフル」を視聴する。(31分)
- イ 心に残った言葉とその理由を出し合う。(9分)

発問1 心に残った言葉は、なんですか? なぜですか?

※理由を聴くことで、お互いの思いや願い、考えに触れる。

ウ 蓬田さんと聡さんの会話を通じて、性的マイノリティの人権について考え、意見を交流する。(15分)

発問2 あなたが聡さんの立場だったら、どう返しますか?

◇ワークシートに自分の返す言葉を記入し、意見を交流する。

《 ワークシートの一部(例)》

蓬田 「私、自分が女だって感じたことがないんです。」

聡 「でも、男じゃないだろ。」

蓬田 「自分では男だと思っています。(中略)性同一性障害なんです。私は身体が女で、心が 男なんです。」

聡 「その~。男っぽい性格っていうことじゃなくて?」

蓬田 「いや、性格とか考え方とかそういうのじゃないんです。自分でもどうしようもないんです。『世の中には男と女しかいない。身体が女なんだから、女として生きるのが自然だ』と言われても、私にはちっとも自然じゃない。どうしてもこの身体や性別になじめない。そういう人間もいるんです。」

聡 「 」

エ 誰もが自分らしく生きることができる社会にするために大切なことについて意見交流をする。(15分)

発問3 自分らしく生きることができる社会とは、どんな社会でしょうか? そのために、わたしたちができることは・・・?

③ 振り返り・まとめ(10分)

まとめの視点【例】

(1)人には様々な違いがあり、自分の中での基準(思い込み)が差別につながることがあります。

「人権や生命の尊さ」のように人として誰もが同じでなければならないことと身体の特徴や性格など人として違って当たり前なことがあります。自分にとっての"普通"が他者にとってはそうではないことがあります。人には多様性があり、いろいろな立場から、その人自身を理解することが大切です。

(2)私たちの多様性を尊重した言葉や行動が大切です。

人は多様な面を持っており、いくつもの違う立場を持ちながら、家族や仲間、多くの人との関わりの中で生きています。被差別の当事者をはじめ、周りにいる家族など、他者からの言動により、自分自身や家族に対して、マイナスイメージを生むことがあります。しかし、自信や安心感を持たせることができるのも他者からの言動です。

(3)多様性を認め合うことは、誰もが大切にされる社会へとつながっていきます。

人権教育DVD(ビデオ)の貸出を行っています

配置年度配置場所	題 名 〈 〉内は視聴時間	パンフレット	内容
H26	D2647 新•人権入門 <25分>	PARTIE SEPARE	16のショートドラマで構成された人権啓発・教育研修用DVD。女性の人権、障害者の人権、同和問題、外国人の人権、性的マイノリティの人権等に関する職場の人権について考えさせる作品。(字幕付) 対象:教職員・一般企画・制作:東映株式会社教育映像部
H25	D2538 私らしくマイノリティ を生きる ~女性差別撤廃条約のいま~ <20分>	AMEROVO STATUTE OR DECIDENT SERVERS THE DIRECTOR OF THE DIRE	シングルマザー、性的マイノリティ、同和問題、アイヌ民族、在日コリアン等、さまざまな立場から複合差別を乗り越えようとする女性が差別の実態とそれに向き合う取組について語る内容。学校、市民啓発、企業研修など多様な場で使用可能。(字幕付・解説書付)対象:中・高・教職員・保護者・一般企画・制作:人権啓発DVD制作委員会

DVD (ビデオ) 所蔵場所 ○:福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課

電話 092-643-3918

◎:福岡県視聴覚ライブラリー(社会教育総合センター) 電話 092-947-3514

□:福岡県教育庁各教育事務所人権・同和教育室(福岡教育事務所は除く。)

人権教育DVD(ビデオ)の利用について 電話またはメールにて予約できます。

(福岡県教育庁教育振興部人権·同和教育課 092-643-3918 kdowa@pref.fukuoka.lg.jp)

1 利用手続 原則として直接来課し、借用書に来課した方が記入・押印の上、DVD等と利用報告書を受け取ります。県立学校及び県の出先機関、県内各市町村等(教育委員会を含む)については、週2回の使

送便を使って借用できます。

2 利用期間 原則7日以内(貸出しの日を含む)です。ただし、必要と認められる場合は期間変更も可能です。

3 返 却 利用報告書に必要事項を記入し、上記1と同様、直接来課または使送便で返却してください。

人権教育DVD(ビデオ)の貸出の詳細については、福岡県教育委員会のホームページでも案内をしています。 【http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bideo-syoukai.html】

というメッセージの発信が、子どもたち す学校において「ありのままで大丈夫」 います。成長過程の大切な時期を過ご する力等が向上した実践が報告されて 教育活動を通して、自己や他者を肯定 学校の取組では、多様な性を認め合う る取組を積極的に行っています。 性的マイノリティに対する理解を求め 啓発活動および相談事業等を行う等、 援宣言をした行政機関として、様々な きました。中でも淀川区はLGBT支 Tハンドブックから引用させていただ に生きる社会づくりの一歩につながり その一つです。互いの違いを認め合う す。人はみな個性があり、多様な性も 会の姿に向けた示唆が述べられていま たな情報とともに、今後のあるべき社 言」では、性的マイノリティに関する新 つ増えてきました。東優子さんの「提 等に関する情報を知る機会も少しず た。最近、メディア等を通じてLGBT 実現に向けて」をテーマに特集しまし 凶合同で作成した教職員向けLGB 大阪市淀川区、阿倍野区、都島区が3 人一人の意識が、「あらゆる人々」が共 人一人の安心できる居場所をつくり ▼今号は「多様性を認め合える社会の 今号に掲載した久留米市立大橋小 「資料」の用語解説は、平成27年12月 集 後 記

「人権教育は今」はホームページにも掲載しています。

人権教育は今